注　詳細は次の政府調達相談窓口において閲覧することができる。

⑴　東北農政局総務部会計課契約係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4032

⑵　関東農政局総務部会計課契約係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１　電話048―740―0328

⑶　北陸農政局総務部会計課契約係
〒920―8566 金沢市広坂２－２―60　電話076―263―2161　内線3147

⑷　東海農政局総務部会計課契約係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　電話052―201―7271　内線2240

⑸　近畿農政局総務部会計課契約係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2047

⑹　中国四国農政局総務部会計課契約係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2253

⑺　九州農政局総務部会計課契約係
〒860―8527 熊本市春日２―10―１　電話096―211―9111　内線4080

競争参加者の資格に関する公示

国道45号　登米志津川道路上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年12月22日

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　国道45号　登米志津川道路上部工工事

２　工事場所　宮城県登米市東和町米谷字朝田貫～本吉郡南三陸町入谷　地内

３　工事内容

《福平橋上部》２径間連続鋼鈑桁　橋長Ｌ＝104m、Ｗ＝12.0m、工場製作・輸送・架設約390ｔ、橋梁付属物工１式

《大岩久保沢橋上部》３径間連続鋼鈑桁　橋長Ｌ＝148m、Ｗ＝12.0m、工場製作・輸送・架設約480ｔ、橋梁付属物工１式

《寺沢川橋上部》３径間連続鋼鈑桁　橋長Ｌ＝130m、Ｗ＝12.0m、工場製作・輸送・架設約370ｔ、橋梁付属物工１式

工期　契約締結日の翌日から平成25年３月22日まで

４　申請の時期

平成23年12月22日から平成24年１月16日まで（土曜日、日曜日、休日及び年末・年始の期間（平成23年12月29日から平成24年１月３日まで。）を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、休日及び年末・年始の期間（平成23年12月29日から平成24年１月３日まで。）を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171に、持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㊞（下記６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月22日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内の組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が連続鈑桁の鋼橋であること。

⒞　最大支間長が40m以上であること。

⒟　最大縦断勾配が３％以上であること。

⒠　最大ベント高さが17m以上であること。

⒡　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、⒜から⒡は製作から架設まで同一の橋梁で施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。